

平成 1 7 年第 9 回教育委員会記録

平成 1 7 年 7 月 1 3 日 (水)

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成17年7月13日(水)午後2時03分～午後2時40分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員 長 丸 田 頼 一 委 員 代 理 長 安 本 ゆ み
委 員 大 藏 雄 之 助 委 員 宮 坂 公 夫
教 育 長 納 富 善 朗

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 佐 藤 博 継 学 校 適 正 配 置 長 上 原 和 義
担 当 部 長

庶務課長 和 田 義 広 学 校 適 正 配 置 長 吉 田 順 之
担 当 課 長

杉並師範館長 田 中 哲 学 校 運 営 課 長 馬 場 誠 一
担 当 課 長

学務課長 井 口 順 司 指 導 室 長 松 岡 敬 明

社会教育課長 赤 井 則 夫 済 美 教 育 一 杉 田 治
ス ポ ー ツ 課 長 セ ン 夕 長
副 所 長

中央図書館長 原 隆 寿 中 央 図 書 館 長 齋 木 雅 之
中 次

事務局職員 庶務課長 小今井 七 洋 法 規 担 当 係 長 石 井 康 宏
担 当 書 記 佐 藤 守

傍聴者数 20名

会議に付した事件

(報告事項)

- (1) 「杉並区中学生レスキュー隊」について
- (2) 特別支援教育に係る都モデル事業実施地区の指定について
- (3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧

目 次

会議録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

報告事項

- (1) 「杉並区中学生レスキュー隊」について・・・・・・・・・・ 3
- (2) 特別支援教育に係る都モデル事業実施地区の指定について・・・・・・・・ 5
- (3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧・・・・・・・・・・ 10

委員長 では、予定の時間になりました。始めさせていただきますが、本日、マスコミ関係者等からカメラ撮影、録音の申請が出ております。この件に関しましては、会議の冒頭のみに限らせていただきますので、よろしくお願いいたします。審議が始まりましたら、ご遠慮の程よろしくお願いいたします。では、どうぞ。

よろしいでしょうか。4分ほど経ちましたが。

ただいまから第9回の教育委員会定例会を開催いたします。

皆様方、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございました。

本日の議事録の署名委員は、宮坂委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、ご案内いたしましたとおり、報告事項が3件となっております。

審議に先立ちまして、傍聴の皆様方に申し上げます。会議における言論につきましては、批評を加えたり、賛否を表明したり、私語・雑談などをされませんよう、よろしくご協力のほどお願いいたします。

では、日程第1、報告事項の聴取に入ります。

初めに、「『杉並区中学生レスキュー隊』について」の説明を学校運営課長からお願いいたします。

学校運営課長 それでは、「『杉並区中学生レスキュー隊』について」報告申し上げます。資料の方をご覧いただきたいと思っております。

杉並区中学生レスキュー隊事業につきましては、平成17年度の教育委員会重点施策に掲げられてございます。中学生は、地元に残る若者として、実際の災害時には非常に期待されているところです。中学生が、災害・事故等いざというときに役立つように心身を鍛えて、救命救急技術を初め、災害時に役立つ知識、技能を身につけて、防災意識、社会貢献意識、自己有用感を高めることにより、災害時に地域貢献できる中学生を育成することが目的となっております。

本年度につきましては、モデル実施として、区立中学校5校、表記の5校でモデル実施を行わせていただきます。

発足式につきましては、8月5日金曜日、阿佐ヶ谷中学校の体育館を予定してございます。発足式の後、同中学校のグラウンドにおいて防災訓練を行います。

2学期以降でございますが、各中学校におきまして、それぞれの震災救援所運営連絡会と連携しながら、指導教諭のもと、地域人材の協力を得て、生徒会のボランティア活動または部活動、若しくは部活動の一部として、継続して訓練等を実施していただきます。また、教育委員会の定める一定の課程を履修した生徒につきましては、中学生レスキュー履修済みの認証を行う予定でございます。

今年度の成果をもとに、次年度以降の実施方法を検討し、実施校の拡充に努めてまいります。
報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 では、ただいまのご説明にご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

宮坂委員 実施校5校を選んだ何か理由は、希望か何かによるんでしょうか。

学校運営課長 実施校につきましては、原則4分区の各代表ということで、1校ずつ出てございまして、プラス1校につきましては、希望によって追加してございます。

安本委員 具体的には、この中学生レスキュー隊というのは何をやるんですか。

学校運営課長 防災知識や技能を身につける、また救急救命の知識、技能を身につける。また、学校が震災救援所になってございますので、そういった震災救援所を万一立ち上げた場合の支援等を行っていただく。また、日ごろにおきましては、心身等を鍛えるということで、部活動に準じた活動を進めていきたいと考えています。

安本委員 どこかの中学校にそういう部があったんですか。

学校運営課長 はい。ある中学校においては、地域の連携によって、震災救援所の立ち上げ訓練といったものを自主的にやっております。そういったところで、実際に学校が震災救援所になっていながら、なかなか中学生自身がそういった自覚がないという実態がございまして、中学生にも、地域を守る一員としての自覚を持ってもらいたいということで考えられたものです。

安本委員 消防署の協力とか、そういうのはどうなっているんですか。

学校運営課長 まず、主体ということで、救急救命を始め、既に中学生は3年までの間に普通救命救急を全員が取得することになってございます。そういった意味で、その拡充としてこういった事業を実施するわけでございまして、今後とも消防との連携はして行きたいと考えております。

安本委員 救命救急のそれを取るというのは聞いているんですが、すべての中学生がそういう方向で既にやっているんですか。

学校運営課長 既に杉並区におきましては、3年までの間に授業の中で普通救命救急、3時間の講習なんですけれども、それを受講して認証を受けるということになってございます。

安本委員 今の3年生は持っているんですか。

学校運営課長 3年卒業までに取得することになってございます。

委員長 ほかにございますか。

今回、モデル実施ということで5校が選ばれている。それで、最後に書いてあるように、次年度以降は、今後ということなんですけど、これは長期的なそういう目標とか目的とか、長期的なといっても、早ければ早いほどよろしいわけなんですけれども、いろいろ最終的な目標というのですか、そういったものはあると思うんですけれども、いかがですか。

学校運営課長 いずれにしても、中学生レスキューは、地域との連携、地域からの指導者を仰いで進めていくという事業でございます。モデル実施の上でそういった検証を行って、きっちと事業を進められることを確認した上で、順次拡充して、最終的には全校でやっていくことを目標に、拡充に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

委員長 教育委員会については、当然そういう中学生とかが中心になるという話は、当たり前のことなんですけれども、そういう地域全体の防災とかということから、阪神・淡路の場合等もいろいろ聞いていますけれども、自主的な組織というか、こういう活動というのが不可欠なんですよね。これが、どの程度普段から充実しているかということで、災害がかなり食い止められるとか、大惨事に至らないとか、そういう地区もあったわけですよ。真野地区とか、そういうようなところというのは、有名な場所なんですけれども。

今後の杉並のいろいろな施策にも関係してくると思うんですけれども、これから長期的なスパンとか、そういうのを持たれて、逐次できることからやられていったらいいと思います。

ほかにはございませんか。

(「なし」の声)

委員長 では、この件については、報告を承ったことにいたしまして、次に進ませていただきます。

「特別支援教育に係る都モデル事業実施地区の指定について」のご説明を学務課長からお願いいたします。

学務課長 それでは、私の方から資料に基づきましてご説明をいたします。

表題にありますとおり、特別支援教育に係る東京都のモデル事業の実施地区に、杉並区が指定されたということのご報告でございます。

事業名につきましては、記載のとおり、特別支援プロジェクト(就学支援)推進モデル事業というものでございます。

事業の目的につきましては、区において、教育、保健、医療、福祉等の関係機関や専門家がネットワークを構築して、障害のある児童・生徒の乳幼児期から学齢期への支援体制を整備するというものでございます。この背景といたしましては、平成14年に国で障害者基本計画を策定いたしまして、その中で乳幼児期から学校卒業後までの一貫した総合的な支援計画として、個別の支援計画を作成することが提言され、また、国においても、特別支援教育のあり方という中で、幼稚園から高等学校段階を対象とした個別の教育支援計画の作成が提言されています。そういう中で、東京都におきましても、乳幼児期から学齢期までをつなぐ就学支援計画というものを作っていくということが提言されたところでございます。

東京都としてモデル地区を指定して、モデル事業に取り組むという中で、杉並区におきましても、これまで福祉機関との連携等も昨年検討してまいりましたし、また、この事業に指定される中で、特別支援教育が推進されるということ踏まえまして応募いたしました。杉並区が東京都の中で、3区市のモデル事業のうちの1つとして、指定を受けたところでございます。

本区におきましての事業の内容でございますけれども、3番に書いている内容でございます。

1つとして、基本的な考え方としては、3点をもってやるということで、1点目は、就学前段階における成長支援ということで、幼稚園、保育園において、特別な支援を必要とする子どもさんたちに対して、きめ細かな支援をしていく。それから2点目として、就学に向けての保護者との共通理解ということで、適正な就学先を選んでいただくためには、保護者にも教育のあり方というものを十分ご理解をいただいて、共通理解を持った上で適正な就学先を決めていくということ掲げております。3点目といたしましては、小学校における就学前情報の活用促進ということで、幼稚園あるいは保育園でこういった指導・支援を受けてきたのか、それを踏まえて、小学校に入った後も教育をしていくということで、いわゆる障害児教育における幼小連携というものに取り組むというところでございます。

こういった基本的な考え方に基づきまして、こういった取り組みを進めるかということでございますけれども、大きくは4つございます。

1点目として「『特別支援プロジェクト・チーム』の設置」ということで、今般のモデル事業を実施するに当たりまして、既に特別支援教育の検討において、教育委員会を中心とした組織である特別支援教育検討委員会のもとに、エリアネットワーク整備部会というものを設置しております。そこで、この就学支援のためのプロジェクト・チームの役割を担っていくということでございまして、これまで済美養護学校を中心とした学校機関あるいは福祉機関等々で構成されていたメンバーに、新たに保育園ですとか児童館、保健センター等、この就学支援に関連するメンバーを加えて、今後検討をしていくというところでございます。当面は、今申し上げた済美養護学校を中心としたエリア、大宮・堀ノ内地区をモデルケースとしながら、まず検討を進めていく。そのように考えているところでございます。

2点目といたしまして、「『就学支援計画モデル』の作成」でございますけれども、こちらの方は小学校に就学するに当たって、どのような支援メニューを揃えたらいいか、そういったところを検討し、そのモデルとなるケースを作成していくというところでございます。

3点目といたしまして、「個別指導計画の作成・活用」でございます。こちらの方につきましては、身障学級あるいは養護学校の児童生徒に対して、現在作成しているところでございますけれども、これをさらに広めて、学習障害等、通常学級にもいる特別な支援を必要とする児童・生

徒にまで広げていくこと、これについての課題等について検討するということ、それからもう一つは、個別支援計画の作成に当たりまして、就学前段階の指導情報の収集、あるいは、小・中学校間の計画内容にばらつきがないようなガイドラインの作成、そういったものを検討していくということでございます。

最後に、その他でございますが、既に今行っております幼稚園・保育園への巡回相談や、幼稚園・保育園での障害を持つ幼児の受け入れ、あるいは障害を持つ子を対象とした就学相談会の開催、あるいは教員の意識啓発のための研修等、こういったことをしながら、この就学支援をしていくということです。以上のような内容で応募いたしましたところ、本区がモデル地区の一つになりましたので、今後このモデル事業を推進していくということでございます。

実施期間におきましては、冒頭にも書いてございますように、平成17年度、18年度の2年間でやっていくということございまして、主なスケジュールとしては、17年度に様々な検討をして、最終的に、18年度に就学支援のためのガイドラインを作成するということをもって終結するというところでございます。

私からの説明は以上でございます。

委員長 では、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

大蔵委員 趣旨には非常に賛成です。それで、東京都のもとの方に書いてあるのかもしれませんがけれども、それで3の(2)の のところに「支援を必要とする児童・生徒にまで対象を拡大した場合」というのが触れてありますが、上の方の2の事業目的のところの2行目の「LD等を含め障害のある児童・生徒の乳幼児期から学齢期への支援体制を整備する」という部分について言えば、児童・生徒がLDまたは障害があることがわかって、遡って乳幼児期から学齢期までをやるわけでありませんから、この文章は「LD等を含め障害のあるまたは障害のあるおそれのある」ですね。「障害の心配のある乳幼児の学齢期までの支援体制を整備する」ではないですか。

学務課長 正確には、委員のご指摘のようなところがあるかと思えます。

1つは、3の(2)の のところに「就学支援計画モデル」というのがございます。こちらの方が就学前、保育園あるいは幼稚園のところからどうつなげていくかということでございます。

の「個別指導計画」の方は、基本的には就学後にどうつなげるかということの中で、就学後のところで考えております。ちょっと表記の中では至らないところがあったかもしれませんが、趣旨としては、今申し上げたような内容でございます。

委員長 ほかにございましたらお願いします。

安本委員 「済美養護学校を中心とした大宮・堀ノ内地区をモデルケース」と書いてあるんですけども、この地区にモデルケースとなるような子が多いということですか。

学務課長 昨年から、この特別支援教育を進めるにあたって、福祉機関とか保健機関との連携というものを、最終的には全区で展開するというところでやっているわけですが、まず小さく始めて、それを大きく広げていくという中で、済美養護学校を中心とした地区からまず始めていこうと取り組みを始めたところです。そういった動きとの連動性というものを重視して、まずこの地区から検討してみて、それを全区に広げていければよろしいのではないかとこのことでやっています。もちろん、その対象となるようなお子さんはおりますし、ただそれがこの地区に多いかということはまた別でございますけれども、前に東京都の方でも、そういった支援を必要とするお子さんが、大体100人に4人いるというデータも出ておりますので、そういった対象となるお子さんは、このあたりにももちろんいるという状況でございます。

安本委員 全区的に広げると今おっしゃったんですけれども、このモデル事業の実施というのはどのぐらいの長さがあるんですか。

学務課長 このモデル事業につきましては2年間でございますけれども、本格的に特別支援教育を実施する、これが今、国の方では19年度を目標としております。そこまでとなれば一応2年でございます。ただ、なかなか大きく始めてもどこまで動きがとれるかというものがございまして、対象ケースを絞った上でまずやってみて、その検証をしながら拡大していくことが肝要かと考えて、そういった取り組みを考えたところでございます。

安本委員 2年経って終わってしまうわけじゃないですね。

学務課長 2年後は、むしろ本格実施ということを視野に入れての検討でございます。

安本委員 では、2年間で大体全区的に見て、それでその先を本格的に実施したいと、そういうふうに考えているということですね。

学務課長 方向として、ご指摘のとおりでございます。

安本委員 わかりました。

あと、ちょっと一番下の のその他の3行の意味が私はよくわからないんですけれども、今やっているのが、幼稚園や保育園への巡回相談なんですよ。これは、公立や私立の幼稚園・保育園での障害を持つ幼児の受け入れをどうするんですか。「障害をもつ子を対象とした就学相談会の開催、教員への研修などを実施する」とあるんですが、まず今の幼児の受け入れをどうするかということは、この後に何か続くわけですか。私、ちょっと意味が取れないんですけれども。

学務課長 この内容は、東京都の方に提案したという内容でございますが、基本的な内容は、ここに書いたようなことを今後充実していく、既にやっていることもありますけれども、杉並区の場合、多くはこういったところを先駆けて取り組んでいるところでございまして、その内容を充実しながら、このモデル事業に取り組みたいということで提案したということでございます。

安本委員 そうすると、基本的に取り組みたいというこの内容については、やはり今の大宮・堀ノ内地区をモデルケースとして、ここを重点的に最初にやっていきたいということですか。

学務課長 様々なケースというものの検討は、大宮・堀ノ内地区を考えておりますけれども、例えば、ここに書いてあるような巡回相談、それから障害を持つ幼児の受け入れ、そういったことは既に区内全域でやってきております。これについては、むしろそういうモデル地区に限らない取り組みとして、ここはちょっと充実することを考えておりますけれども、いろいろな今後の検討のときのサンプルになるようなものは、まず大宮・堀ノ内地区を参考にできないかということで考えております。

宮坂委員 ちょっと言葉の確認なんですが、ここで対象としているのは、乳幼児期から学齢期、幼稚園、保育園、あるいは乳幼児であって、児童・生徒ではないと。ここに書いてあるのは、障害のある児童・生徒、大蔵委員はちょっと言っていないけれども、それなら児童・生徒であって、児童・生徒ではないということが第1点と、今現在、障害のある児童・生徒への支援体制というのはどのような形になっているのでしょうか。

学務課長 言葉の整理のことでちょっと申し上げますと、2の事業目的のところ、こちらの方は東京都の表現をそのまま引用させていただいたところでございます。主に小・中学校ということで申し上げれば、これは児童・生徒という表現になってまいりますけれども、就学前であれば、これは基本的には、乳幼児という表現になってまいります。そういう中で、こういった形の表現になっているわけでございます。

それから、現在の取り組みの方でございますけれども、現在大きく申し上げれば、基本的には特殊教育、障害がある等のお子さんについて、養護学校を設置して、養護学校に行っていたり、あるいは心身障害学級を設置してそこに行っていたり。そういう形をとっているわけでございますけれども、今後はこれを特別支援教育という中で、お子さんたち一人一人の状況に応じて、そういった教育メニューを選択していただく、そういうものによって変わっていく流れでございます。そういう中で、1つはこういった就学するに当たっての支援というものも検討する必要があるだろうということで、東京都がモデル事業を実施したというところでございます。

大蔵委員 もう一度いいですか。私は、多分、東京都から出た文書はもとになっていたんだと思ったんですよ。だからそう言いました。しかし、東京都から出たものであっても、間違っていたり、わかりにくいものは書き直した方がいいと思います。それで、特にLDは学習障害ですから、この学習障害は乳幼児の時期にはあまりわかりません。だから、これはLDを含めということだったら、やはり「障害の疑いがある」とか「障害のおそれのある」とかということであって、障害そのものは、知能が遅れているなどは、小さいときにもわかることはありますけれども、L

Dは、私はこの段階ではほとんどわからないと思うんですね。それで、LDなんかは、一つのあ
る学科がとてできなくて、ある学科についてはとてできる場合もあるわけですから、だか
らわかりません。

それからもう一つ、さっき安本さんが言った のところですが、 のところもこれでわ
かります。わかりますが、もっとわかりやすくするためには、1行目の終わりから2行目のとこ
ろ、「公私の幼稚園・保育園での障害をもつ幼児の受入れ」というところ、公私の幼稚園・保
育園で障害を持っているような感じになりますから、これも「障害をもつ幼児の公私の幼稚園・保
育園への受入れ」ということにすべきだと思うんです。できるだけ区民がずっと読んだときに、
考えないでわかるような表現にしていきたいと思います。

学務課長 ご指摘については、今後の資料作成等において生かしてまいりたいと思います。

委員長 今回は特定の地域だということですが、この件についての区のビジョンというのはお持
ちなんですか。

学務課長 これまで杉並区においては、済美養護学校を設置したり、心身障害教育については全
国でも先駆けとも言える取り組みをしてきたという自負を私どもは持っております。そういう中
で、今後の特別支援教育に向けましても、やはりそういったこれまでの経過・経験を踏まえなが
ら、他の自治体に負けない先進的な取り組みをしながら、そういった課題を持つお子さんのニ
ーズに添えてまいりたいと考えております。

委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

(「なし」の声)

委員長 では、よろしく願いいたします。

次に進みまして、報告事項の3、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」、社会教
育スポーツ課長お願いいたします。

社会教育スポーツ課長 それでは、6月分の共催・後援名義使用承認一覧について、ご報告いた
します。

まず表でございますけれども、定例的なものは省きまして、新規についてご報告させていた
きます。

新規については6件でございます、共催が2件、後援が4件でございます。

1ページ目をおめぐりいただきたいと思います。

まず、社会教育スポーツ課扱いでございますけれども、新規につきましては後援が、「東京都
スポーツ指導者協議会」における「都民生涯スポーツカレッジ」の開催についての後援ござい
ます。

次に3ページ目になりますが、こちらにつきましては、社会教育センターの扱いでございますけれども、新規の共催で「杉並第八小学校PTA」、それから「松ノ木小学校PTA」の家庭学級でございまして、1件目につきましては「さまざまな環境の中子どもの心は・・・part2」ということで、2回目の事業でございます。もう1点につきましては「生演奏で心の開放」ということで、家庭学級の一環でございます。それから、社会教育センター扱いの新規の後援でございますけれども、「NPO法人プランニング 遊」のコミュニティ・カレッジフォローアップ講座でございまして、「小学校での読み聞かせボランティア養成のための実践講座」でございます。

次に5ページになりますが、指導室扱いでございますけれども、新規の後援でございまして、「全国中学校学年学級経営研究会」というものでございまして、「第23回全国中学校学年学級経営研究会（東京大会）」でございます。

最後の6ページになりますが、学務課の扱いで、「東京航空専門学校」でございますけれども、「第1回サマーフェスティバルin Tokyo KOSEN」ということで、新規の後援でございます。

以上でございます。

委員長 では、ご質問等ございましたらお願いいたします。

大蔵委員 大体、新規が一番上に書いてあるんですけども、1ページだけどうして13番目に書いてあるんですか。

社会教育スポーツ課長 実は、こちらにつきましては、若干整理の関係で、後援の新規ということとございましたけれども、それ以前については、ずっと1番から12番まで共催ということとございまして、その整理の都合でそういう順番になったものでございます。

委員長 ほかにございましたらお願いいたします。よろしいですか。

(「なし」の声)

委員長 今日用意されました議題はございませんけれども、報告事項はこれで審議をすべて終わりました。ありがとうございました。

では、その他、庶務課長、ございましたらお願いいたします。

庶務課長 次回の日程でございますが、7月27日水曜日午後2時から定例会を予定してございます。

それから、「中学校教科用図書及び学校教育法第107条教科用図書の採択」のための教育委員会臨時会でございますが、調査事務等も予定どおり進んでおりますので、8月4日木曜日午後1時から臨時会を開催したいと考えてございます。

私からは以上でございます。

委員長 ただいまご報告がございましたように、7月27日水曜日午後2時から定例会を、それか

ら、教科書採択を行う臨時会につきましては、8月4日木曜日午後1時からということによろしくお願いいたします。

では、これをもちまして本日の会議を閉じさせていただきます。ありがとうございました。